

予防原則 (Precautionary principle)

○EUで近年提唱されている考え方

- ・ リスクについて科学的に確定していなくても何らかの対応策をとろうとする考え方
- ・ 「挙証責任の転換」という考え方も導入されている

○「予防的な取組方法」のように定義が明確でなく、幅広く解釈されうる

- ・ 「安全だと証明されていない物質は使用しない」的な解釈も。
- ・ EUのコミュニケーション文書の説明は抽象的でわかりにくい

○「予防的な取組方法」とは相当に差があると認識されている

- ・ 「残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約」の条約化交渉の中で、その概念の差が鮮明になって議論された。
→ 具体的事例として、以下に紹介する。